

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第1117号

令和6年9月20日

金 曜 日

目

次

訓 令

○四日市港管理組合出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

(出納室) 2

訓 令

四日市港管理組合出納事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公布します。

令和 6 年 9 月 20 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合訓令第 3 号

四日市港管理組合出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合出納事務決裁規程（平成 15 年四日市港管理組合訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（用語の意義） 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 会計管理者の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。 (2) （略） (3) 代決 会計管理者 <u>又は出納室長</u> が不在のときに臨時的に代わつて決裁することをいう。 （代決） 第 4 条 会計管理者が不在のときは、出納室長が代決することができる。 <u>2 出納室長が不在のときは、副管理者の承認を得て定めた代決者が代決することができる。</u>	（用語の意義） 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 <u>会計管理者又は専決権限を有する者（以下「決裁者」という。）が</u>会計管理者の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。 (2) （略） (3) 代決 会計管理者が不在のときに臨時的に代わつて決裁することをいう。 （代決） 第 4 条 会計管理者が不在のときは、出納室長が代決することができる。<u>ただし、重要事項又は異例に属する事項については、この限りでない。</u>

(代決の制限) <u>第 5 条</u> 前条の規定により代決しようとする 事案の内容が重要事項又は異例に属する事 項である場合は、代決することができない。 (代決後の処理) <u>第 6 条</u> 代決した事項について必要と認める ときは、当該書類を、会計管理者又は出納 室長の後関に付し、その内容を報告しなけ ればならない。	(代決後の処理) <u>第 5 条</u> 代決した事項について必要と認める ときは、当該書類を、会計管理者の後関に 付し、その内容を報告しなければならない。
---	---

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載してい
ます。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
